

近代化基金運営要領実施細則

公益社団法人佐賀県トラック協会

近代化基金運営要領「5 近代化基金による設備資金の融資」、「7 低公害車及び省エネ関連機器導入に係る融資の特例」、「9 ポスト新長期規制適合車導入に係る融資の特例」の融資限度額については次のとおりとする。

なお、非会員事業者の融資限度額は、協会非加入率で算出することとし、かつ、協会への入会から1年未満の事業者の限度額を適用する。

また、初年度の協会非加入率は20%とし、以降、必要な都度見直すこととする。

1 近代化基金による設備資金の融資（一般融資）

- (1) 公益社団法人トラック協会への入会から1年未満
個別企業体 1千万円
共同体及びその持株会社 5千万円
- (2) 公益社団法人トラック協会への入会から1年以上
個別企業体 3千万円
共同体及びその持株会社 5千万円
- (3) 非会員事業者
個別企業体 200万円
共同体及びその持株会社 1千万円

2 低公害車及び省エネ関連機器導入に係る融資の特例（省エネ関連機器等融資）

- (1) 公益社団法人トラック協会への入会から1年未満
個別企業体 1千万円
共同体及びその持株会社 5千万円
- (2) 公益社団法人トラック協会への入会から1年以上
個別企業体 3千万円
共同体及びその持株会社 5千万円
- (3) 非会員事業者
個別企業体 200万円
共同体及びその持株会社 1千万円

3 ポスト新長期規制適合車導入に係る融資の特例（ポスト新長期融資）

- (1) 公益社団法人トラック協会への入会から1年未満
個別企業体 1千万円
共同体及びその持株会社 5千万円
- (2) 公益社団法人トラック協会への入会から1年以上
個別企業体 4千万円
共同体及びその持株会社 5千万円
- (3) 非会員事業者
個別企業体 200万円
共同体及びその持株会社 1千万円

附 則

この実施細則は、平成25年4月1日融資推薦分から適用する。